

令和7年度第1回滝沢市工場等設置奨励委員会 会議録

1 会議の名称

令和7年度第1回滝沢市工場等設置奨励委員会

2 開催日時

令和8年2月19日（木）11時10分～11時35分

3 開催場所

滝沢市役所3階 庁議室

4 出席状況

(1) 滝沢市工場等設置奨励委員会委員

	区分	氏名	所属	職名
1	[学識]	亀田 昌志	いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター	センター長
2	[学識]	古川 健一	公益財団法人いわて産業振興センター ものづくり振興部	部長
3	[学識]	金子 直史	東北銀行 滝沢支店	支店長
4	[商工]	民部田 健一	滝沢市商工会	事務局長
5	[農業]	佐藤 恵一郎	滝沢市農業委員会 農政小委員会	委員長

(2) 滝沢市

	所属	職名	氏名	備考
1		副市長	岡田 洋一	途中退席
2	経済産業部 企業振興課	課長	中野 亜希子	
3	経済産業部 企業振興課	主任主査	鳴海 志帆	

5 傍聴人の有無

なし

6 会議資料の名称

以下のとおり。(4)資料1-1、資料1-2及び(5)資料2-1、2-2については、申請企業の事業や財務活動等に関する情報が含まれるため、非公開とする。

- (1) 次第
- (2) 名簿
- (3) 滝沢市工場等設置奨励条例の奨励措置に係る委員会への諮問について
- (4) 資料1-1 滝沢市工場等設置奨励措置適用工場等指定の概要(株)インターセントラル
資料1-2 滝沢市工場等設置奨励制度要件適合審査表(株)インターセントラル
- (5) 資料2-1 滝沢市工場等設置奨励措置適用工場等指定の概要(株)ヒューテックノオリン
資料2-2 滝沢市工場等設置奨励制度要件適合審査表(株)ヒューテックノオリン
- (6) 参考資料1 滝沢市工場等設置奨励条例
- (7) 参考資料2 滝沢市工場等設置奨励条例施行規則
- (8) 参考資料3 滝沢市工場等設置奨励条例施行規則事務取扱要綱

7 会議記録

委員会開催前に、委員5名に対し委嘱状を交付。(武田市長は別の公務があるため、岡田副市長より委嘱状交付)

- (1) 開会
- (2) 挨拶
岡田副市長より挨拶を行った。(挨拶後、岡田副市長は別の公務があるため退席)
- (3) 議事

ア 議案第1号 滝沢市工場等設置奨励委員会委員長及び副委員長の互選について

【進行】企業振興課長

これより議事に入る。

滝沢市工場等設置奨励条例第14条第2項において、「委員長は委員会を代表し、会議を総理し、会議の議長となる」と規定されているが、現段階では委員長が不在のため、委員長が選出されるまでの間、事務局で進行をさせていただく。

なお、本日は委員6名中5名の出席があり、滝沢市工場等設置奨励条例第15条第2項の規定による委員の半数以上の出席となることから、本委員会が成立することを報告させていただきます。

では、次第3、「議案第1号 滝沢市工場等設置奨励委員会委員長及び副委員長の互選について」。滝沢市工場等設置奨励条例第14条において「委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。」と規定されていることから、会長及び副会長の互選をしたい。委員長と副委員長の選出方法について、委員の皆様から意見等ないか。

【意見】委員

事務局案があればお願いしたい。

【説明】事務局

大学教授ということで、市の産業振興において中立の立場である、亀田委員に委員長を、市内企業を直接支援する立場である市商工会の民部田委員に副委員長をお願いするのが良いのではないかと事務局では考えている。

【進行】 企業振興課長

ただいまの事務局からの案に異議等ないか。

→ 委員からの異議なし。

異議がないようなので、亀田委員を委員長に、民部田委員を副委員長に選任する。

では、これ以降の進行は委員長にお願いすることとする。亀田委員長は議長席へ移動の上、進行をお願いしたい。

イ 諮問第 1 号 滝沢市工場等設置奨励条例に基づく奨励措置の適用工場等の指定について

(株式会社インターセントラル)

【進行】 委員長

次に、次第の 3 議事「諮問第 1 号 滝沢市工場等設置奨励条例に基づく奨励措置の適用工場等の指定について」、当委員会へ滝沢市長より諮問された案件について審議を行う。

この議事には、企業の事業や財務活動に関する情報が含まれることから、非公開という扱いとし、次の「諮問第 2 号」の議事までの審議の間、傍聴の受入をしないこととしてよろしいか。

→ 委員からの異議なし。

では、次の議事の審議までは非公開として扱う。

諮問第 1 号 株式会社インターセントラルに係る滝沢市工場等設置奨励条例に基づく奨励措置の適用工場等の指定について、事務局からの説明を求める。

※以降、次第 3 議事、諮問第 1 号及び諮問第 2 号についての内容は、非公開。

【進行】 委員長

諮問 1 についての採決を行う。諮問第 1 号について、事務局の原案のとおり、決定することに賛成する委員の挙手を求める。

→ 委員全員が挙手。

ウ 諮問第 2 号 滝沢市工場等設置奨励条例に基づく奨励措置の適用工場等の指定について

(株式会社ヒューテックノオリン)

【進行】 委員長

それでは、引き続き「諮問第 2 号 株式会社ヒューテックノオリンに係る滝沢市工場等設置奨励条例に基づく奨励措置の適用工場等の指定について、事務局より説明を求める。

※非公開

【進行】 委員長

諮問 2 についての採決を行う。諮問第 2 号について、事務局の原案のとおり、決定することに賛成する委員の挙手を求める。

→ 委員全員が挙手。

議事については以上で終了となるが、次第 4 「その他」について、何かあれば発言願う。

→ 委員、事務局からの発言なし。

(4) 閉会